

北部学校給食センター警備業務委託 仕様書

本仕様書は、佐野市（以下「甲」という。）が発注する佐野市立北部学校給食センター警備業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の実施場所、内容及び方法

(1) 委託業務の実施施設の概要は下表のとおり。

施設名称	佐野市立北部学校給食センター
所在地	栃木県佐野市戸奈良町52 TEL. 0283-62-5871
開設年月日	平成25年8月1日
建物構造	鉄骨・2階建て
建物（延床）面積	3,404㎡
従事職員数	約45名
施設稼働時間	午前8時00分～午後5時15分
施設の休日	土日曜日・祝祭日・年末年始
施設名称	佐野市立北部学校給食センター

(2) 警備方法及び時間

一般電話回線等を利用した自動警報装置（侵入、入退館、火災）使用による機械警備と、1週2回の不定時夜間の巡回警備との併用とする。

自動警報装置の感知器（センサー）は、1階各部屋・通路・出入口等、および2階通路等、その他の乙が必要と判断した個所に設置するものとする。

また、自動警報装置の開始・解除は施設に施錠の状態で作動可能であること。

警備対応時間は原則として

平日 17:15～翌日8:30まで

休日 8:30～翌日8:30まで

(3) 警備実施時間等

1. 警備対応時間内で、対象施設に甲の関係職員等がいない状態にあるときとする。
2. 自動警備装置の作動開始信号を受けた時に始まり、同装置の作動解除の信号を受けた時に終了する。
3. 火災は24時間監視体制とする。

(4) 警備任務

1. 部外者の侵入、火災、盗難、その他警報の監視及び不良行為の拡大防止
2. 事故確認後における警察、消防等関係先への通報・協力および甲への連絡

2 業務委託の契約期間

令和5年8月1日～令和10年7月31日（5年間）

3 責任者

乙は、業務に関する責任者を定め、（責任者を変更した場合も同様とする。）書面により甲に報告するものとする。

4 報告

乙は、月間の警備状況報告書を、翌月、甲に報告（提出）するものとする。

4 その他

- (1) この仕様書に定めのない特別の事項が生じた際には、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。ただし、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (2) 図面の閲覧について
参加申請を提出した上電話連絡等してから来館すること。
場所：佐野市立北部学校給食センター
日時：平日 13：30～16：00